

淑徳大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2025年度大学評価の結果、淑徳大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。
認定の期間は、2026年4月1日から2033年3月31日までとする。

II 総評及び提言

<大学概況>

- | | |
|-------------|--|
| (1) 大学設置年 | 1965年 |
| (2) 所在地 | 千葉県千葉市（2キャンパス）、埼玉県入間郡三芳町及び東京都板橋区 |
| (3) 理念・目的 | 淑徳大学は、大乘仏教の精神に基づき、社会福祉の増進と教育とによる人間開発、社会開発に貢献する人材の育成を目的とする。
淑徳大学大学院は、淑徳大学建学の理念にのっとり、深奥なる学術の理論及び応用を研究教授し、また研究能力を養い、もって人類の文化と福祉の増進に貢献することを目的とする。 |
| (4) 学部・研究科等 | 総合福祉学部、コミュニティ政策学部、看護栄養学部、教育学部、地域創生学部、経営学部及び人文学部
総合福祉研究科及び看護学研究科
留学生別科 |
| (5) 収容定員 | 5,820人（学士課程）
50人（修士課程、博士前期課程）
9人（博士後期課程） |

（2024年度時点）

※ただし学士課程の収容定員は、新学科設置等による完成年度の2026年度時点。

<総評>

淑徳大学は、大乘仏教の精神に由来する理念（建学の精神）に基づき大学・大学院の目的を設定し、それに従って大学及び各学科・研究科において3つの方針（学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー））を定め、各学位にふさわしい教育課程を編成して教育を実施している。各授業科目の位置づけは、カリキュラム表に記載の科目配置に示すとともに、シラバスにおける「ディプロマ・ポリシーとの関連性」及び「到達目標」によって学位授与方針との関連を学生に明示している。また、履修体系

図や履修モデルでカリキュラムの体系性・順次性を学生が確認できるよう可視化を図っている。

2023年度には全学共通基礎教育科目（S-BASIC）を導入し、大学の理念・目的に基づく教育の更なる体系化に取り組んでいる。また、「学士カテゴリーブック」や「卒業時調査」によって学生の学習成果を把握し、「高等教育研究開発センター」と「評価・IR室」において分析することによって、授業改善に生かすよう取り組み始めるなど、全学的なアセスメント活動を行う体制を構築している。

2024年度から、「大学自己点検・評価委員会」を中心とした内部質保証に関する新たな体制を構築し、「内部質保証推進委員会」「大学教育向上委員会」及び「大学教育課程編成委員会」が分掌して内部質保証に基づく教育の充実と学習成果の向上に努めている。更なる教育の改善・向上を図るためにも、学部・研究科・各委員会との連携や改善支援のマネジメント主体を明確化させるなどの取り組みを進め、新たな「教育の内部質保証システム」を十分に機能させることが期待される。

今回の大学評価において、中堅職員主体のワーキンググループが素案を作成し、全教職員に対するパブリックコメントを募集するなどのボトムアップによる中期計画策定の工夫、全学部共通で基礎教育科目の統一化を図るための全学共通基礎教育科目（S-BASIC）の導入、学生による積極的なボランティア活動参加とそれを支援する「地域共生センター」の取り組みなどが確認された。これらは、大学の理念・目標の実現に資するものとして高く評価できる。

一方で、学習成果の測定、学生の受け入れ（定員管理）及び図書館の教職員体制については課題が見受けられる。具体的には、総合福祉研究科博士後期課程において、学位授与方針に示した学習成果の測定が不十分であること、入学者選抜の改善を行っているものの、依然としていくつかの学科において定員を充足していないこと、図書館において、専属の教職員が配置されていないことなどである。新たに構築した「教育の内部質保証システム」の実質化等を通じて、これらの課題を改善することが求められる。

<評価において特記する事項（提言）>

長所が3点、改善課題が3点あげられる。

（長所）

以下については、理念・目的の実現に向けた取り組みであって当該大学の特色をなし、かつ、組織性や継続性・発展性がある取り組みと認められる。

- 1) 現行の中期事業計画（2023～2027年度）は、中堅職員が主体となったワーキンググループで素案を作成し、全教職員に対するパブリックコメントを募集したうえで、ボトムアップで立案している。全教職員が計画の策定に関与できる仕組みを採り入れ、また計画の達成に向けて進捗及び達成状況を検証する仕組みを整備・強化していることは評価できる（基準1 理念・目的）。

- 2) 学部ごとにばらつきがあった基礎教育科目の統一化を図るために、全学共通基礎教育科目 (S-BASIC) を新たに導入し、全学部共通で8つの多彩な学びで構成されるカリキュラムを体系化している。この S-BASIC では、自校教育の中核となる「利他共生」や、地域活動・社会貢献活動 (地域共生活動) の意義を理解するための「地域活動と社会貢献」等の必修科目を開講しており、理念・目的に則った有意義な取り組みとして評価できる (基準4 教育・学習)。
- 3) 各学部・研究科等による多種多様な社会連携・社会貢献活動に加え、全学的な取り組みとして、「地域共生センター」が各キャンパスの所在地域で子ども食堂などの共生活動や被災地域での復興支援活動を実施するほか、大学が学生のボランティア活動の知識・経験等を認定する「淑徳大学ともいきリーダー」認定制度の導入、学生の立場で学生と地域をつなぐ役割を担う「学生コーディネーター」の配置等を活発に展開している。これらの活動に多くの学生がボランティアとして参加するとともに、活動を通じて成長を遂げている。「地域共生センター」が中心となって、全学レベルで関連する機能の統一を図る取り組みも進めており、理念・目的に則った有意義な取り組みとして評価できる (基準9 社会連携・社会貢献)。

(改善課題)

以下については、理念・目的の実現を図るための一層の取り組み、又は大学としてふさわしい水準を確保するための改善が求められる。

- 1) 学習成果の測定について、総合福祉研究科の博士後期課程においては、「教育・研究指導計画書」を用いて研究進捗の確認と教員・学生間の双方向的コミュニケーションを図っているが、学位授与方針に示した学習成果の測定方法という点では依然として対応が不十分であり、改善が求められる (基準4 教育・学習)。
- 2) 総合福祉学部社会福祉学科では、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.89、また教育学部こども教育学科では、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.81、入学定員に対する入学者数比率の5年平均が 0.86 と低い。2025 年度入学者選抜よりそれぞれに特待生指定校を設定するなどの改善を図っていることから、これらの取り組みを検証し、継続することで成果につなげることが求められる (基準5 学生の受け入れ)。
- 3) 図書館において、教職員による運営委員会の設置、専門業者への業務委託等、管理運営に問題の生じないよう工夫しているものの、2023 年度より専属の教職員が配置されていないため、改善が求められる (基準8 教育研究等環境)。

Ⅲ 概 評

1 理念・目的

【評定：A】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

大乘仏教の精神に由来する理念(建学の精神)に基づき、大学・大学院の目的を定め、これを踏まえ、学部・研究科ごとに教育研究上の目的及び人材養成に係る目的を定めている。

これらの理念・目的を学則等に明示し、大学ホームページ、『学生便覧』『履修の手引』『大乘淑徳教本』『大学院要項』『淑徳大学自校教育ガイドブック』等の印刷物に記載するだけでなく、入学式や新入生セミナー、宗教行事、全学共通基礎教育科目(S-BASIC)の必修科目「利他共生」等、さまざまな場でも詳しく言及している(基本情報一覧(第1章)参照)。また、2023年度に建学の精神を表すタグライン(キャッチコピー)を大学ロゴに加えることで、より分かりやすくなるよう工夫している。受験生に向けては、建学の精神をテーマとした学生広報チームによるSNS発信、教員による高等学校出張講義等を行っている。さらに、UI(ユニバーシティ・アイデンティティ)の整理も進めており、今後、学内構成員を巻き込んださまざまな事業の展開を予定している。

大学として掲げる理念に基づき、大学・大学院の目的及び各学部・学科、各研究科の人材養成目的を明示し、広く社会に向けて公表しているが、総合福祉研究科の教育研究上の目的を修士課程・博士前期課程と後期課程で同一としているため、課程ごとにこれを定め公表することが望まれる。また、学内外の関係者に向けた理念の周知については課題が残されているが、点検・評価に基づいて継続的に改善を図る仕組みを適切に構築しているため、今後の成果が期待される。

②大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

大学の理念・目的の実現に向け、2015年度に「淑徳大学ヴィジョン」を定め、2016年度には法人全体の将来構想「学園ランドデザイン」を公表した。これらの中・長期的な方針のもと、大学として5か年ごとの中期事業計画を策定している。現行の中期事業計画(2023~2027年度)では、教育、研究、学生支援、社会連携・社会貢献、大学運営、財務戦略及び教育研究等環境の7カテゴリーに分けて基本方針及び重点施策を設定している(基本情報一覧(第1章)参照)。計画の策定にあたっては、大学の全教職員が関与することができる工夫として、中堅職員を中心としたワーキンググループが作成した素案を大学執行部が案として確定させたうえで、全教職員に対してパブリックコメントを募集し、提出のあった意見を計画に反映している。

中期事業計画の進捗及び達成状況を検証するために、組織レベル・取り組み主体ごとに「第4クール成果指標」(2023~2027年度)を設定し、半期ごとに「大学自己点検・

評価委員会」が計画の進捗状況を確認し、「内部質保証推進委員会」がそれを踏まえた課題の抽出を行い、「大学協議会」に報告している。第3クールでは、成果指標ごとに結果目標と行動目標を設定したが、それぞれの評価において入力者によるばらつきが見られたことを受けて、評価基準の説明を見直し、「達成度評価基準」を策定した。

現行の中期事業計画は、全教職員が関与できる仕組みを採り入れ、ボトムアップで立案したものであり、その達成に向けて計画の進捗及び達成状況を検証する仕組みを整備・強化していることから高く評価できる（長所1参照）。

2 内部質保証

【評定：B】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

内部質保証のための方針及び規程を定め、全学的な方針・手続に沿った体制を整備している。2024年度からは「内部質保証推進委員会」と「大学自己点検・評価委員会」の構成員の重複解消等を行い、「大学自己点検・評価委員会」を中心とした新体制となった。また、新設した「評価・IR室」が「内部質保証推進委員会」と「大学自己点検・評価委員会」の連携を図り、教育活動については「内部質保証推進委員会」「大学教育向上委員会」及び「大学教育課程編成委員会」からなる「教育の内部質保証システム」による運用としている（基本情報一覧（第1章）参照）。外部からの評価として、「外部評価委員会」と「学生参画スタッフ」を位置づけ、「学生参画スタッフ」については、「全学共通基礎教育科目【S-BASIC】」と「学生生活の向上を目指して」の2つのチームにおいて学生が課題に取り組んでいる途中であり、今後の成果に期待したい。

内部質保証システムにおいて、「内部質保証推進委員会」は、内部質保証の推進に向けた基本方針の策定や点検・評価の結果に対する改善支援を行う（基本情報一覧（第1章）参照）。「大学自己点検・評価委員会」は、学部・研究科の「自己点検・評価委員会」が実施した点検・評価をとりまとめ、『点検・評価報告書』として「内部質保証推進委員会」へ報告する（基本情報一覧（第2章）参照）。同委員会が改善課題を抽出した後、「外部評価委員会」からの意見に基づく改善課題とともに「大学自己点検・評価委員会」が改善案を策定し、次年度の『点検・評価報告書』に改善方策として反映することで、改善につなげるシステムを目指している。

2023年度の内部質保証体制の点検結果を踏まえ、2024年度から新体制を整備したものの、いくつかの課題がある。まず、内部質保証システムにおいては、「大学自己点検・評価委員会」が有する各学部・キャンパスを横断した調整機能について、実際には「評価・IR室」も担っていることや、「内部質保証推進委員会」も全学的な対応を行うこととしているため、「内部質保証推進委員会」「大学自己点検・評価委員会」及び「評価・

IR室」の関係性が不明確である。次に、「教育の内部質保証システム」においては、機能を分掌する3つの委員会の関係性や学部・研究科・他の委員会との連携のあり方（特に、各研究科における点検・評価と内部質保証システムとの連携）、改善支援のマネジメント主体が不明確である。新たな内部質保証システムを十分に機能させるにあたって、これらの課題を整理・検証し、更なる教育の改善・向上につなげることが望まれる。

②大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

大学の諸活動の状況等については、「情報公開規程」を定め、学校教育法施行規則、私立学校法等の法令等に基づき、教育研究活動、点検・評価結果（『淑徳大学年報』）、財務状況等を法人及び大学のホームページで広く社会に公表している（基本情報一覧（第2章）参照）。大学独自に公表している項目については、受験生や関係者を対象として「数字で見る淑徳大学」の特設サイトに集約し、諸活動の状況を数字で確認できるような情報発信を行っている。

教育研究活動の情報について、『学修行動調査報告書』『卒業時調査報告書』及び『卒業1年後調査報告書』を大学のホームページに掲載し、学生の学習実態や学習上の成果に関わる情報を広く社会に公表している。また、教育課程に関する点検・評価結果について、2022年度より「淑徳大学教職課程の自己点検・評価の実施方針」に基づき、「大学教職課程運営委員会」が全学的な組織となり、各学部の教職課程の担当組織との連携を図りながら、改善方策及び改善計画を立案している。その結果は、大学のホームページ上で適切に公表している（基本情報一覧（第2章）参照）。

③内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

内部質保証システムの体制の点検・評価は「内部質保証推進委員会」で行い、毎年「淑徳大学自己点検・評価の指針」の見直しを図っている。2023年度には新体制の構築を議論し、2024年度に新体制を整備した。具体的には、①「内部質保証推進委員会」と「大学自己点検・評価委員会」における構成員の重複解消及び役割の明確化、②検証の妥当性を高めるために「外部評価委員会」と「学生参画スタッフ」を「内部質保証推進委員会」のもとに位置づけたこと及び「評価・IR室」を点検・評価と教学IRを支援する恒常的な組織として内部質保証に関わる組織の事務担当としたこと、③「教育の内部質保証システム」を設け、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針、教育活動を点検する組織として「大学教育課程編成委員会」を位置づけたことが挙げられる（基本情報一覧（第1章）、（第2章）参照）。

また、点検・評価の実施方法等については、「大学自己点検・評価委員会」が点検・評価を行っている。2023年度に、①各実務担当者へのアンケート調査結果を参考にし

た点検・評価に係る様式の変更及び情報共有ツールを活用した実務の見直し、②既存の『淑徳大学年報』と点検・評価のあり方の見直しを行い、2024年度の学内調査により、見直しによる成果が得られていると判断している。

内部質保証システムの点検・評価により新体制の整備を行ったが、この運用は2024年度より始まったばかりである。新体制においては、各委員会等の役割分担と連携に不明瞭さが拭えないなどの課題があるが、継続して改善を図る予定である。各委員会等での議論により、内部質保証の実質化を更に洗練させていくことが期待される。

3 教育研究組織

【評定：A】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

大学が設置する7学部13学科、2研究科は、建学の精神を踏まえた「社会開発に貢献する人材の養成」にふさわしい組織といえる。また、9つの附属機関(研究所・センター)を4つのキャンパスを横断する全学的な組織として構成し、建学の精神の実現に向けた活動を推進するなど、研究成果の社会への還元及び全学的な教育研究にも貢献する組織を有している。特に、「淑徳大学ヴィジョン」に掲げた「地域社会に根ざし、世界にも開かれ、地域への貢献や世界との交流を拡大する」ことによる「地域貢献型大学」を具現化するための取り組みを加速するため「地域共生センター」を設置するなど、大学の理念・目的を実現するために必要な教育研究組織の整備に継続的に努めている。

②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

教育研究組織の適切性の点検・評価は、教育研究組織の現状や成果について「大学自己点検・評価委員会」がとりまとめるうえ、「内部質保証推進委員会」で検証し、「評価・IR室」がその円滑化を図っている。また、改組にあたっては、大学と法人が協働して改組プロジェクトを設置し、その準備や手続を円滑に進めるワーキンググループを組織している。

社会情勢の変化を背景に、2019年度以降、「淑徳大学ヴィジョン」の3つの展開軸に沿って、教育研究組織の整備を計画的に行ってきた。2023年度には、短期大学部を募集停止し、人文学部に人間科学科を、地域貢献型大学の更なる具現化を目指して地域創生学部を設置した。また、学部・学科だけでなく、2023年度に「地域共生センター」、2024年度に「評価・IR室」を設置した。

社会の変化・要請についての検討に基づき、教育研究組織を改組するなど、教育研究の改善・向上に努めている。

4 教育・学習

【評定：A】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

学位授与方針に関しては、大学及び各学科・研究科で「社会の構成員としての基本的知識・技能・態度」及び「専門教育分野における知識・技能・態度」を定め、学生が修得すべき知識、技能、態度等、授与する学位にふさわしい学習成果を明らかにしている。また、教育課程の編成・実施方針に関しては、大学及び各学科・研究科で「教育課程の編成・教育内容」「教育方法」及び「教育評価」を定め、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしている。

学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は、大学ホームページ、『学生便覧』『履修の手引』『大学院要項』等において公表しており、適切である(基本情報一覧(第1章)、(第2章)参照)。

②学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

学士課程では、全ての学部・学科において教育課程の編成・実施方針に沿って、基礎教育科目と専門科目からなる教育課程を体系的に編成している。基礎教育科目は全学共通であり、専門科目は各学部・学科の専門分野に応じた導入科目や展開科目、演習科目などを開講している。授業科目の位置づけについては、カリキュラム表記載の科目群配置で確認できるほか、各科目のシラバスに、「ディプロマ・ポリシーとの関連性」及び「到達目標」を明記している。シラバスは大学全体でチェック項目を精査したうえ、学部におけるシラバスチェックを経て公表している。学習の順次性については、履修体系図や履修モデルで学生が確認できるようにするなどして可視化を図っている。

2023年度に、学部ごとにばらつきがあった基礎教育科目の統一化を図るために、大学の理念・目的に基づく全学共通基礎教育科目(S-BASIC)を導入し、全学部共通で8つの多彩な学びで構成されるカリキュラムを体系化している。その必修科目には、建学の精神を冠した自校教育科目や社会連携・社会貢献に関する科目等を配置しており、理念・目的に則った取り組みとして高く評価できる(長所2参照)。

修士課程及び博士課程(前期・後期)についても、全ての研究科・専攻において教育課程の編成・実施方針に沿って、高度な専門性に応じた科目からなる教育課程を体系的に編成している。

③課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

授業形態・方法は、各学部・学科、各研究科・専攻ともに学科・専攻の教育研究上の

目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものである。情報リテラシー教育に関しては、2023年度に「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」を策定し、文部科学省の「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」(リテラシーレベル)の認定を受けている。ただし、本プログラムは履修者数が少なく、学生への周知が課題となっている。また、学生の多様性を踏まえた対応に関しては、「学修行動等調査」の実施、アドバイザー担当教員による学生指導、学生生活や健康に関する相談窓口の設置等の措置を講じている。

学習時間の確保に関しては、全学的なルールとして1年間に履修登録できる単位数の上限を設けるとともに、シラバスに実際の授業時間と事前・事後学習時間の明記や、アドバイザーによる履修指導などの工夫を行っている(基本情報一覧(第1章)、(第4章)参照)。ただし、一部の学部において、1年間に履修登録できる単位数の上限を超えて履修登録する学部学生が多いことについては課題として認識しており、実質的な学習時間の確保についての更なる検討が求められる。

各学部では、学生の学習意欲向上を図るために学生の学習活動や社会活動を奨励し、その成果を共有するための取り組みを行っている。例えば、地域創生学部では学部学生が取り組む学習活動や社会活動を顕彰するとともに、学部全体として成果の向上を目指すために「地域創生学生アワード」を実施し、学生の学習成果を表彰している。大学院では、一定の期間を確保して授業の履修計画や学位論文作成に向けた研究計画の指導を個別に実施している。

④成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

各学部・学科において、成績評価の基準・手続は入学時に全ての学部学生に配付する冊子『学生便覧』及び『履修の手引』に記載している。また、全ての科目でシラバスに「評価方法」と「評価基準」を明示し、それに基づいた成績評価を行っている(基本情報一覧(第1章)参照)。『学生便覧』及び『履修の手引』には、単位認定の仕組みも示し、学習時間と単位の関係、単位の実質化を目的とした1年間に履修登録できる単位数の上限及び成績優秀者への上限緩和、成績評価に関する問合せの方法等を明記している(基本情報一覧(第1章)参照)。大学院における成績評価及び単位認定の基準・手続は『大学院要項』に明記している。

学位授与に関しては、「淑徳大学学位規程」に基づき、各学部教授会と各研究科委員会の議を経て、学長が学位を授与する方法を採っており、学位授与における実施手続及び体制は明確である。全ての学部・学科において卒業要件等を学則に明記し、『学生便覧』等で公表している。大学院では、全ての研究科・専攻において修了要件・論文審査基準等を大学院学則に明記し、『大学院要項』等で公表している(基本情報一覧(第1章)参照)。

全ての課程において、成績評価、単位認定、学位授与を適切に行っており、それらに

関する手続も適切に示している。

⑤学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

各学部・学科での学習成果の測定に関して、「学士カテゴリーブック」を定め、『学生便覧』等に掲載することで学生に周知している。ルーブリックは、各学部・学科の特性に応じて作成しており、FD研修等で各学部・学科の優良事例に関する情報共有を図っている（基本情報一覧（第1章）、（第4章）参照）。また、「卒業時調査」により基礎教育科目と専門教育科目での学びの到達度を測ることができ、この結果からは概ね期待される学習成果が得られていることが分かる。一部の全学共通基礎教育科目（S-BASIC）では、「高等教育研究開発センター」と「評価・IR室」のIR部門が連携を図り、学習成果を授業改善に生かすよう取り組み始めている。さらに、アセスメント活動を全学的に推進する予定であり、「高等教育研究開発センター」においてアセスメントプランの見直しを行っていることから、今後、これらの取り組みをより一層進めていくことが期待される。

各研究科・専攻では、学習成果の測定について、修士課程・博士前期課程で「修士カテゴリーブック」「修了認定・学位授与方針に照らした自己評価シート」等を利用している。一方、総合福祉研究科の博士後期課程においては、「教育・研究指導計画書」を用いて研究進捗の確認と教員・学生間の双方向的コミュニケーションを図っているものの、学位授与方針に示した学習成果の測定方法という点では依然として対応が不十分であり、改善が求められる（改善課題1参照）。

⑥教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

教育課程・方法の適切性の点検・評価については、「淑徳大学自己点検・評価の指針」に方針を定めるとともに、各学部、研究科において『自己点検・評価報告書』をとりまとめ、活動状況に関する振り返りと共有を行ってきた。2024年度に「教育の内部質保証システム」を新たに策定し、教育課程・方法の点検・評価及び変更手続に関しては、「大学教育課程編成委員会」が主管することになった（基本情報一覧（第2章）参照）。一部の学部では、「学修ポートフォリオ」や「ディプロマサプリメント」を活用しており、今後全学での展開を見越してデータ視覚化ツールの導入を検討している。また、点検・評価の客観性を高めるために、「外部評価委員会」による評価と、学生参画スタッフからの意見を採り入れている。

各学部には、「淑徳大学教育向上に関する規程」に基づく「大学教育向上委員会」を置き、同委員会を主体として教育課程・方法の点検・評価に基づく改善・向上の取り組みを行っている。一例として授業公開では、参観者・公開者間の双方向的な交流を促し、教育方法の改善につなげている。全学レベルでは、2025年度以降、「大学教育課程編成

委員会」が主体となって教育課程・方法の点検・評価とそれに基づく改善・向上の取り組みを行う予定であり、今後、取り組みが進展することが期待される。

5 学生の受け入れ

【評定：B】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

大学全体として、「求める学生像」「入学者選抜の方法」及び「入学前に学習しておくことが期待される学習内容及び学習態度」を定め、各学部・学科、各研究科・専攻の専門性に基づいた学生の受け入れ方針を示している。これらについては受験生が目にするホームページ等で公表しているほか、オープンキャンパスや入試説明会で詳しく説明している。

入学希望者に対して選抜方法の基準点を入試要項に公表している。また、入学試験について、担当の本務教員、キャンパスごとの教学組織(入試委員会等)及び事務組織(アドミッションセンター等)が連携し、詳細な試験の実施要領を作成している。合否判定にあたっては、委員会とアドミッションセンターが作成した資料に基づき、教授会又は研究科委員会の議を経て入試委員長が学長に上申する手続となっている。障がいや有する受験生に対して合理的配慮を行うための仕組みも整えており、学生募集及び入学者選抜の制度や体制、その実施についても適切である。

なお、入学試験合否判定の手続において、規程に定められた教授会の審議が行われておらず、合否判定の後に事後承認をとることが頻繁に生じていることから、今後改善することが望ましい。

②適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

学士課程全体での入学定員及び収容定員は適正に管理している。しかし、総合福祉学部及び教育学部においては、入学定員や収容定員の充足率が低い学科が見られる。また、2023年度に設置した地域創生学部においても、入学定員及び収容定員を満たしていないため、改善に向けた一層の取り組みが求められる(改善課題2参照)。修士課程・博士前期課程の収容定員は適正に管理しているが、博士後期課程の収容定員の充足率は低い。

入学定員等の未充足があることから、全学的に入学者の確保に取り組んでいる。具体的には、学士課程では、入試方法の改革や高等学校との連携強化を行っている。また、2026年度の入学者選抜の学生募集方針及び学生募集目標を「募集戦略会議」で共有し、入学定員の確保や学生募集・広報活動の推進、同窓会等との連携強化などの目標達成に

向けて取り組んでいる。総合福祉研究科では、2021年度から定員数を減じる措置を講じたほか、広報活動を積極的に行うとともに、カリキュラム改正や受講しやすい環境の工夫などを行っている。

学士課程において、入学定員に対して一般選抜による入学者の割合が低いことについても課題として認識しており、入試種別による入学後の状況を分析するなど改善に努めている。

③学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

学生の受け入れに関わる状況は、アドミッションセンターが全学的な点検・評価を行い、次年度の広報活動等の取り組みへとつなげるとともに、毎年「学生募集・入試総括」を実施することで、全学的に学生の受け入れについての目標と課題を共有している。2024年度の点検・評価の結果、学生の受け入れに関する改善課題として、「APと入試制度の整合性」「入試における特別な配慮」及び「入学定員の充足率」が挙げられ、「内部質保証推進委員会」及びアドミッションセンターが主体となって取り組んでいる。また、社会福祉学科及びこども教育学科における特待生指定校の設定や4つの学部での総合型選抜「探究学習型」の導入等、学生募集及び入学者選抜の工夫を行った。総合型選抜「探究学習型」は、高等学校において取り組んでいる探究学習の内容をプレゼンテーションする形式であり、志願者数の増加に寄与している。これらの取り組みにより、今後の学生の受け入れに係わる状況の改善に期待したい。

6 教員・教員組織

【評定：A】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

「大学として求める教員像」及び「教員組織の編成方針」を定め、これに基づき、教員組織を編制しており（基本情報一覧（第6章）参照）、大学設置基準上の基幹教員数及び大学院設置基準上の専任教員数を満たしている。各学部・研究科でも「教員組織の編成方針」及び中期人事計画を策定したうえで、必要教員数を遵守しながら、年齢及びジェンダーバランスに配慮する努力を行っているが、年齢層の偏りがある学部や教員の男女比に偏りがある学部も存在する。

学部に設置しているさまざまなセンターにおいて、教員と職員が協働し、実習や就職に向けた学生のサポートを行っている。また、授業の円滑な運営に向けて、2023年度から開設した全学共通基礎教育科目（S-BASIC）の業務委託科目において、教員の役割

を明示したうえで委託先事業者が授業を実施しているほか、一部科目では、ラーニング・アシスタント（以下「LA」という。）が授業を補助している。さらに、各学部においてスチューデント・アシスタント、LA、助手、学外の指導補助者や実習コーディネーターといった補助者が授業の補助を行っている。補助者を置いている科目は、主として実習・演習科目であり、円滑な授業展開の一助となっている。

なお、2025年度から基幹教員制度を導入しているが、2025年度の主要授業科目の基幹教員担当率が低い学科があるため、主管する「大学教育課程編成委員会」を中心に当該制度の運用について、全学的な検討を進めることが望まれる。

②教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

各学部に「学部人事委員会」を設置し、「淑徳大学大学教育職員の職務内容及び職位ごとに定める要件に関する申合せ事項」や「淑徳大学採用及び昇任人事の手続に関する覚書」を定め、責任主体である「大学人事委員会」が教員の採用・昇任等を統括している。教員の採用では、各学部の「資格審査委員会」と「職位判定審査会」において、業績審査と職位判定を行い、「学部人事委員会」で選定している。昇任人事は、教育経験や指導実績、研究業績数を毎年点検し、該当者の審査を行っている。

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていることに加え、若手教員の採用を積極的に進めるために、公募内容の検討を始めるなどの努力をしている。

③教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）については、「大学教育向上委員会」が主体となり、「FD・SD等計画」を定めて大学全体のFD研修会を実施している。各学部では「大学教育向上委員会」がキャンパス単位でのFD研修会を年間複数回実施しているほか、学科別のFD活動、教員相互の授業公開・相互参観などを行っている。各研究科では、研究手法等に関するFD研修会を年1回以上開催している。

また、教員自らが教育研究等活動の目標を設定し、自己評価を行う「自己管理目標制度」を導入している。目標の計画書及び報告書は学部長・学科長が評価し、必要に応じて面談・助言を行っている。「自己管理目標制度」は教員が自身の教育研究活動を振り返り、計画的かつ効率的に進める機会となっており評価できる。

全学共通基礎教育科目（S-BASIC）で授業補助をするLAに対しては、毎回授業時間後に振り返りと翌週の準備を実施している。また、経営学部では、配置したLAに対し、事前研修を実施するほか、その他の学部でも事前の説明や教員による指導サポートを行っている。これらは学部単位で取り決めた制度によって運営しているため、今後、全学的な制度として運用するよう検討を進めている。

- ④教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

「大学人事委員会」及び「学部人事委員会」が教員組織に関わる事項を点検・評価し、その結果に基づき、教員の担当授業時間数の算出方法を統一し、教員の授業負担を平準化する取り組みを進めている。また、「大学として求める教員像」について、採用予定の教員が理解できるよう、本務教員採用面接時に学長・副学長が参加し、確認と説明を行っている。その他、建学の精神や目的は、入職時に配付しているガイドブックに明示し、採用時の研修会等でも説明している。さらに、教員の教育研究能力向上に向けた取り組みを推進している。教員組織について、学部単位での点検・評価に基づく改善を進めているため、更に大学全体での改善・向上につなげることが期待される。

7 学生支援

【評定：A】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

- ①学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

修学支援、生活支援及び進路支援からなる学生支援の方針を定めるとともに、大学の重点施策として学生支援制度の構築・運用を掲げ、多様化する学生への支援体制強化に努めている（基本情報一覧（第7章）参照）。

修学支援については、教職協働による一体的な支援体制を構築しており、教員によるアドバイザー制度を導入して、アドバイザー教員がその役割を適切に果たせるよう細かなマニュアルを整備し、成績不振学生への対応を行っている。また、障がいのある学生や留学生への支援についても適切に行っている。

生活支援については、学生相談窓口を設けてカウンセラーやソーシャルワーカーを配置し、アドバイザー教員、各事務部窓口と連携しながら、多様な悩みごとを抱える学生への対応を行っている。

進路支援については、キャリア教育・支援センターを設置し、各キャンパスの特色を生かしながら、ノウハウの一元的集約と大学全体のキャリア支援に対する専門性の維持向上、キャンパス間の教育・支援の統一化を図っている。また、職員が自己啓発支援制度を活用してキャリアコンサルタントの資格を取得し、専門的知見を学生支援の場に還元している。さらに、キャリア支援室職員ミーティングを通じて全キャンパスの協力体制を整えているほか、オンラインの情報発信プラットフォームで記事を配信するなど、積極的に進路支援に関する取り組みを推進しており評価できる。

発達障がいや精神疾患のある学生への具体的な支援方策の策定、休学・退学者の抑制の継続的な取り組みを課題と認識し、各種データの分析結果、各キャンパスや各学科の好事例を共有しながら順次取り組みを進めていることから、今後の成果が期待される。

- ②学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

学生支援の適切性の検証については、4年に一度実施する「学生生活実態調査」と、各キャンパス学生支援部署の日常的な業務の中での学生ニーズの吸い上げによる状況把握によって行っている。さらに、「大学学生厚生委員会」が主体となって実施している点検・評価結果を踏まえて、学生支援の更なる強化・充実に努めている。その結果として、多様化する学生への支援体制を強化すべく、全キャンパスへのソーシャルワーカーの配置や、キャンパス間合同の「大学学生支援連携会議」を実施するなど、適切な支援を行うための取り組みを推進している。

これらの学生支援に関する改善・向上の仕組みは、点検・評価の結果に基づく施策が、中期計画との連動性に鑑みて設定した成果指標を踏まえたものとなっており、具体的な施策のもとで着実に推進できるようになっている。さらに、4キャンパスを有しながらも、キャンパスごとに特徴を生かした積極的な取り組みを行いつつ、各キャンパスの好事例を大学全体に共有する体制の構築に努めていることが見てとれる。今後は、この体制が十分に機能し、大学全体としてより一層充実した学生支援が行えるよう、2024年度からの内部質保証における新体制のもと、運営面での工夫が望まれる。また、これまでの点検・評価結果に基づき推進してきたさまざまな施策は、体制の構築や整備が中心となっていることから、これらの施策を具体的な成果につなげることを期待したい。

8 教育研究等環境

【評定：A】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

- ①教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づいた中期事業計画に従い、財務計画「経年による改修が必要な施設および設備」のとおり、当該環境整備の緊急性及び必要性等を考慮しながら、優先順位を付けたうえで環境整備を行っている（基本情報一覧（第1章）、（第8章）参照）。

全キャンパスにおいて高速ネットワーク環境・ICT機器の整備及び促進を行い、さらに「情報センター」の設置、システムエンジニアの配置、ネットワーク環境の強化やパソコン入替など、学生・教職員に対し授業環境の支援及び情報機器・情報ツールに対してサポート体制を構築している。情報倫理に関して、大学として「SNS利用に関するガイドライン」を策定し、SNS利用者への周知を図り、情報リテラシー教育にも取り組んでいる（基本情報一覧（第1章）参照）。必修科目の「情報リテラシー」では、データサイエンスの基礎知識と情報リテラシーの獲得を推進し、生成AIの活用についても大学として方針を定め、広く周知を行っており、適切である。

- ②図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

4つのキャンパスに図書館・室を整備し、各キャンパスで展開している教育研究の専門性の相違から、それぞれ独立的に機能・整備しているものの、共通して「附属図書館運営委員会」で調整を行い、附属図書館としての整合を図りながら運営している。具体的には、4つの図書館・室で共通した図書館システムを構築し、その所蔵データベースは、OPACとして公開している。電子情報（電子ジャーナル、データベース）については、契約の制限があるものを除き附属図書館のホームページから学内限定で利用可能であり、必要な学術情報資料を適切に整備している。また、キャンパスごとの4つの図書館・室には、図書館・学術情報サービスを提供するために、教職員による運営委員会を設置したうえで、専門的知識を有する事業者に業務を委託しているものの、2023年度より専属の教職員を配置していないことについては、改善が求められる（改善課題3参照）。

図書館全体の入館者数は、新型コロナウイルス感染症の拡大による落ち込みから改善している。ラーニング・コモンズやグループ学習室、コミュニティスペース、ノートPC自動貸出ロッカー等を設置するなど、図書館等の施設環境の整備に努め、その利用実績も十分である。

- ③研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

研究に対する大学の基本的な考え方を「教育研究等環境の整備に関する方針」に定め、それに基づき教員一人ひとりが教育研究目標を設定し、その進捗状況について自己評価を行う「自己管理目標制度」を設けており、モチベーションの喚起に一定の効果が見られる（基本情報一覧（第8章）参照）。教員の教育研究活動を支援する経費は、「一律に支給される研究費」と「申請により支給される研究費」とに大別され、後者は傾斜配賦による支給と位置づけている。研究時間の確保については、各教員の研究日を確保した時間割編成、担当授業時間数の少ない教員に対する業務委託科目の割り振り等、平準化及び研究推進を促進しているものの、一部達成できていない点もあり、更なる取り組みが期待される。

「淑徳大学における研究活動及び公的研究費の使用に関する行動規範」「淑徳大学公的資金不正防止計画」及び「淑徳大学研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」を整備し、責任体制、管理運営、モニタリング、通報の手順等を定めている。研究倫理関連の規程として「淑徳大学研究倫理規準」を定め、全学に「研究倫理委員会」、各キャンパスに「研究倫理審査委員会」を置き、倫理審査を実施している。研究倫理教育に関しては、学部学生に対しては、入学時にオリエンテーション内で「淑徳大学学術研究倫理ガイド」を配付して説明している。また、教員・大学院学生に

関しては、独立行政法人日本学術振興会の研究倫理 e-ラーニングコースの受講のほか、教員には「公的研究費に係るコンプライアンス研修」の受講を義務化している。

④教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

研究等環境について、「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づく点検・評価を実施しており、千葉キャンパスにおけるドメインの全学統一化（有償への切替）による授業のオンライン化の促進、PC教室・自習室等のパソコン入替、東京キャンパスにおける3号館の改修、研究設備の整備等の取り組みを行っている。また、教育研究等環境の整備に関する各項目の取り組みについて、定期的な進捗や達成状況の確認を行い、取り組みに対する課題等の情報収集及び進捗管理を行っている。

教育研究等環境全般についての点検・評価の基準の不明瞭さやキャンパス間の偏りなどの課題もあるが、点検・評価の結果、「内部質保証推進委員会」から「全学の施設管理」に関して大学事務局長等に改善指示を行っており、今後の取り組みが期待される。

9 社会連携・社会貢献

【評定：S】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

「社会連携・社会貢献に関する方針」については、教職員による教育研究活動の成果を適切に社会に還元するために、大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえ、「学外諸組織との連携体制の構築」「地域連携活動の推進」「国際交流活動の推進」及び「社会連携・社会貢献活動の適切性の検証」の4項目を定め、大学ホームページで公表している（基本情報一覧（第9章）参照）。

各学部・研究科、研究所・センター等の附属機関は、「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づく多種多様な取り組みを活発に行っている。全学的な組織としては、地域支援ボランティア活動の統括組織である「地域支援ボランティアセンター」と、地域連携・産官学活動のマネジメント機能を有する「地域連携センター」の2つを2023年に統合し、「地域共生センター」を設置した。同センターは、各キャンパスの所在地域での共生活動（こども食堂、児童向け防災展示教室等）、東日本大震災及び能登半島地震被災地域での復興支援活動、「淑徳大学ともいきリーダー」認定制度（大学が学生のボランティア活動の知識・経験等を認定する）の導入、「学生コーディネーター」（学生の立場で学生と地域をつなぐ役割を担う）の配置等、活発な活動を展開している。

これらの社会連携・社会貢献活動は、理念・目的に則ったものであり、多くの学生は

在学中にボランティア活動を経験するとともに、活動を通じて成長している。また、各学部・研究科、研究所・センター等の附属機関がそれぞれ独自に多種多様な社会連携・社会貢献活動を適切に展開しているが、近年では「地域共生センター」が中心となって全学レベルで関連機能の統一を図る取り組みを進めており高く評価できる（長所3参照）。

②社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

各学部・研究科、研究所・センター等の附属機関のそれぞれにおいて社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に取り組んできた。全学レベルでは、2024年度に「淑徳大学における社会貢献活動の実施に関する指針」を示し、今後はこれに従い、「地域共生センター」が主体となって社会連携・社会貢献活動の企画・継続に関する点検・評価を定期的に行うことになる。点検・評価に基づく改善・向上の取り組みとして、「地域共生センター」において、学生主体のセンター運営とするために2023年度より学生企画プログラムを実施している。2025年度からは東京キャンパスに「学生コーディネーター」を配置し、今後の全学展開を目指しており、学生を中心とした地域貢献の更なる発展が期待できる。また、2024年度には、全学における指針についての理解を深めることを目的として、特別研修会を実施している。

点検・評価に基づく改善・向上の取り組みについては、以前から各学部・研究科、研究所・センター等の附属機関が行ってきたが、社会連携・社会貢献活動の質の向上を目指し、2024年度からは全学レベルでの指針のもと、「地域共生センター」が中心となった組織的な仕組みづくりを積極的に進めている。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

【評定：A】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

「淑徳大学大学運営の基本方針」として「大学運営を進めるうえでの基本方針」「強化する政策」及び「大学運営体制」を定め、全教員会や大学特別研修会、学長配信動画等で周知し、適切に教職員で共有している（基本情報一覧（第10章（1））参照）。

大学運営に関わる組織の編制については、学長をはじめとする役職者を置き、学則に基づいて、学長の意思決定に関わる組織として「大学協議会」を置き、各学部長のもとに「学部運営協議会」、各学部には教授会を置いている。それらの組織に関する権限と

責任は、各組織の規程により明確化している。大学院においては、大学院学則に基づいて研究科に研究科委員会を置き、責任と権限を明確化している。

学長等の役職者の選任方法と権限、学長以外の大学の管理運営に従事する者の選任、意思決定等についても、各規程を定めて適切に行っている（基本情報一覧（第1章）参照）。

また、学校法人においては、関係法令に基づき定めた規程に従い、組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理している。意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能については、常勤監事を置き、「監事監査規程」に基づく監査を行うとともに、理事長のもとに内部監査室を置いて対応している。くわえて、「淑徳大学・淑徳大学短期大学部ガバナンスコード」を策定し、適合状況についての点検を行い、その結果をホームページに公表している。その他、危機管理やリスクマネジメントについても適切に行っている。

②予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

予算編成については、学園本部経営企画部が学園全体の予算のとりまとめを行っている。毎年9月に法人から予算編成方針及び予算作成要領が示され、それらに基づき、中期事業計画を踏まえて、大学において単年度の事業計画と予算原案を作成し、大学内での調整を経て法人に提出し、3月の理事会・評議員会にて審議・決議している。

予算執行については、「経理規程」及び「予算規程」に基づき、経理責任者を置き、執行権限者のもと適切に執行している。日常的な予算管理や執行については、会計システムを使用し、それらの機能を活用して予算残高や執行明細の確認、執行権限者の定めに従った承認・決裁を行い、予算額を超える支出の防止を図っている。また、監事による監査や内部監査等により予算の適切性の確認を行うとともに、透明性を確保するため、学園ホームページにおいて『事業報告書』『計算書類』『財産目録』『資金収支計算書推移表』等を公開している。

予算編成及び予算執行について、透明性を確保し、関係規程等に基づきながら適切に行っているといえる。

③法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

法人及び大学運営の組織を、組織、職制及び分掌規程に基づき編制し、大学においては、学則及び組織図に基づき、必要な組織と業務設定、人員配置を行っている。また、高度化、多様化する業務に対応できる専門性の高い職員を育成するため、「事務職員自己啓発支援規程」を定め、各種資格取得に関わる費用の一部を支援している。これは、制度を利用して取得した資格を業務に生かすことができ、将来のキャリアパスにおける事務職員のモチベーションの向上に寄与している点で評価できる。

大学運営における教職協働については、会議を教員と職員で構成しているほか、教職協働型のプロジェクトを設置し課題解決に取り組むなど実質的に実践しているが、特定の教職員への負担が課題となっている。

職員の資質向上、スタッフ・ディベロップメントの取り組みについては、「大学教育向上委員会」が主体となって組織的かつ計画的に取り組んでおり、業務実績の紹介や大学特別研修会など、大学の好事例や大学方針の共有等を積極的に行うとともに、職能・職位に応じた体系的な研修も行っている。

各キャンパスの特色ある業務や教育活動を全学的に共有し、複数キャンパスでありながらもチーム淑徳として一体的な大学運営に努めている。しかしながら、大学全体として統一的に取り組むべき教学・学生支援事項等に関して、それらの検討・対応を各学科や各キャンパスに委ねているため、さまざまな取り組みに差異が生じている状況にある。今後は、大学として各学科や各キャンパスの状況等を統括し、それぞれの特色を生かしつつも組織的に取り組むことで、大学全体の質を向上させるよう、より適切な運営に努めることが望まれる。

④大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

大学運営の適切性に関する点検・評価は、「内部質保証に関する方針」及び「淑徳大学自己点検・評価の指針」に則り、「大学自己点検・評価委員会」において行っている。また、その結果を内部質保証推進委員会委員長に報告することにより、改善・向上に向けた取り組みにつなげる仕組みとなっている。さらに、第4クール成果指標については、「大学自己点検・評価委員会」が半期ごとに進捗確認をとりまとめ、その結果を「内部質保証推進委員会」が検証し、改善課題の抽出と翌年度の成果指標への反映を行っている。

監査については、法令及び「監事監査規程」に則り、監事による監査及び監査法人による財務監査を実施し、内部統制の状況把握などを行っている。くわえて、「内部監査規程」に基づき、監査年次計画と実施計画に基づく内部監査を実施している（基本情報一覧（第10章（1））参照）。

これらの点検・評価等の結果に基づき、2024年度には策定当初、学長室が一時的に担っていた成果指標を、新設した留学支援室や「評価・IR室」等の適切な主体組織へと変更した。また、第4クール成果指標の「達成度評価基準」及び評価実施年度の策定を行うなど、大学運営に係る組織や事項の改善・向上に向けた取り組みに反映している。

大学運営の適切性を点検・評価するとともに、法令に基づく監査及び内部監査を実施し、着実に改善・向上に向けた取り組みを推進しているといえる。

(2) 財務

【評定：A】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

- ① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

学校法人大乗淑徳学園の「中期計画書(令和5～9年度)」において、「独自性強化と連携基盤強化」をテーマに重点施策を6項目掲げ、その中のひとつに「経営基盤の強化」を挙げている。ここでは、「構造的収支適正化」等を目標にし、設置校ごとに具体的取り組みを示している(基本情報一覧(第1章)参照)。これを受けた財務計画として「学園資金収支計画表」及び「学園事業活動収支計画表」の作成をはじめ、法人全体及び設置校ごとに各年度の事業計画等を反映した収支シミュレーションを行っており、中期事業計画と連動した財政計画を策定している。くわえて、人件費比率及び事業活動収支差額比率についての数値指標を設定し、定員充足率と併せて管理・運営を行っている。なお、2023年度は事業活動収支差額比率が目標に対して未達成であったことから、翌年度には計画達成に向けた「淑徳大学収支改善プロジェクト」を実行している。

ただし、2024年度においても事業活動収支差額比率の指標は未達成の状況が続いていることから、継続的に同プロジェクトに基づいて実行する施策の状況を検証し、必要に応じて見直していく必要がある。また、中期計画について2025年度中に見直しを行い、最終年度の2027年度には次期中期計画の策定に着手する予定であることから、その中で、指標達成に向けた検証結果を踏まえて財政計画を策定することが望まれる。

- ② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

財務状況について法人全体、大学部門ともに「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ、教育研究経費比率が低く、管理経費比率が高い。事業活動収支差額比率は同平均や前述の自ら設定した指標を下回るものの、法人全体ではプラスの状況を維持している。貸借対照表関係比率は、総じて同平均と比べて良好な水準にあり、「要積立額に対する金融資産の充足率」は近年の施設設備整備に伴い減少しているものの十分な水準を維持している。

これらの状況から、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているといえる。

外部資金の獲得については、科学研究費補助金申請にあたり「教育研究支援センター」を設置し、応募申請説明会、個別相談会等を実施し、外部資金獲得のためのサポート、採択状況分析等を行っており、一定の水準を維持しているが、微増にとどまっている。また、事業活動収入に占める学生生徒等納付金収入の比率が高いことを大学として認識していることから、引き続き外部資金の獲得に向けた取り組みを実施し、積極的な外部資金の受け入れにつなげることが期待される。

以上

淑徳大学提出資料一覧

点検・評価報告書		
大学基礎データ		
大学を紹介するパンフレット		
その他の根拠資料		
	資料の名称	
1 理念・目的	淑徳大学自校教育ガイドブック	
	シラバス「利他共生」	
	【ウェブ】Shukutoku Picks「2023.9.15 淑徳大学ロゴマークのタグライン（キャッチコピー）が決定しました」	
	2023 年度外部評価委員会資料一式	
	内部質保証推進委員会議事録（2024 年度）	
	大学自己点検・評価委員会議事録（2024 年度）	
	大乘淑徳学園ランドデザイン	
	学部長会議議事録（2022 年度）	
	（期首）中期計画進捗状況報告について（事務連絡）	
	大学協議会議事録（2023 年度）	
	第 4 クール（2023 年度～2027 年度）成果指標取組シート	
	2023 年度 自己点検・評価「改善計画シート」（大学自己点検・評価委員会）	
	2 内部質保証	【ウェブ】淑徳大学年報
		【ウェブ】淑徳大学 組織図
2024 年度自己点検・評価方法に関する振り返りアンケート結果（報告）		
【ウェブ】評価・IR 室		
内部質保証推進委員会議事録（2023 年度）		
大学協議会議事録（2024 年度）		
【大学規程】淑徳大学教育課程編成委員会規程		
【大学規程】淑徳大学教育課程編成に関する申合せ		
教育課程編成委員会議事録（2024 年度）		
2024 年度多様なメディアを活用した授業一覧		
【ウェブ】淑徳大学学位プログラム GUIDE		
【大学規程】淑徳大学高等教育研究開発センター規程		
【ウェブ】高等教育研究開発センター年報		
【ウェブ】高等教育研究開発センター		
【大学規程】淑徳大学外部評価に関する規程		
2024 年度外部評価委員会資料一式		
2022 年度大学運営参画スタッフミーティング資料		
【大学規程】淑徳大学学生参画スタッフに関する申し合わせ		
【ウェブ】2023 年度学生参画スタッフ活動報告会を開催しました		
【ウェブ】2024 年度学生参画スタッフ活動中間報告会を開催しました		
【ウェブ】HP 第 3 期認証評価 改善報告書（淑徳大学）		
第 3 期大学評価（認証評価）受審結果に基づく改善工程表		
令和 7 年度予算編成方針		
設置基準対応工程表		
2022 年度第 3 回・4 回大学特別研修会資料		
2023 年度第 2 回大学特別研修会資料		
淑徳大学 改正後設置基準等への対応確認シート		
【学園規程】情報公開規程		
【ウェブ】大乘淑徳学園		
【ウェブ】数字で見る淑徳大学		
大学年報作成業務の見直しについて（報告）		
3 教育研究組織		【ウェブ】沿革・学祖紹介

	【大学規程】各機関・センター規程
	【ウェブ】社会福祉研究所
	【ウェブ】公開講座
	大乘淑徳教本
	【ウェブ】長谷川仏教文化研究所
	【ウェブ】淑徳大学アーカイブス
	文部科学省 平成 24 年度「大学間連携共同教育推進事業」選定取組「主体的な学びのための教学マネジメントシステムの構築」（平成 24～28 年度最終報告書）
	【ウェブ】書学文化センター
	【ウェブ】淑徳大学地域共生センター
	【ウェブ】アジア国際社会福祉研究所
	【ウェブ】国際交流センター
	地域共生センター2023 年度報告書
	地域共生センター2024 年度（前期）報告書
4 教育・学習	大学院要綱
	各キャンパス シラバス作成要領
	シラバス「心理学概論」、「小児看護学概論」、「教育課程論【小】（～22）」、「心理学統計法」
	【大学規程】淑徳大学における主要授業科目及び基幹教員に関する規程
	淑徳大学 主要授業科目の方針
	各学科基本型の履修モデル
	シラバス第三者チェックについて
	【学部規程】各学部 履修規程
	【学部規程】各キャンパス・各学部 GPA 制度に関する規程
	【ウェブ】卒業1年後調査報告書
	【ウェブ】卒業時調査報告書
	淑徳大学 遠隔授業のガイドライン
	【大学規程】多様なメディアを高度に利用した授業に関する規程
	【ウェブ】授業アンケート全学報告書
	淑徳大学 遠隔授業のガイドラインにおける東京キャンパスの運用について
	東京キャンパス遠隔授業マニュアル (Google Classroom)
	淑徳大学英語教育ガイドライン (2025)
	シラバス「コミュニケーション英語Ⅰ」
	シラバス「コミュニケーション英語Ⅱ」
	シラバス「コミュニケーション英語Ⅲ」(実践)
	2024 年度シラバスチェックについて (大学院)
	2023 年度看護学研究科 シラバス第三者チェック結果
	淑徳大学・各学部アドバイザーマニュアル
	地域創生学部地域創生学科「地域創生学生アワード」について
	教務委員会記録 (配慮希望学生一覧の報告)
	大学院年報
	研究科指導教員一覧
	【学部規程】GPA 表彰規程
	令和 5 年度以降の教育システムについて資料一式
	追加履修登録申請書および追加履修登録について (掲示)
	追加履修対象者一覧 (歴史学科)
	【大学規程】淑徳大学試験規程
	オリエンテーションプログラム
	【大学規程】淑徳大学転学部に関する規程
	【学部規程】各キャンパス・各学部 編入学に関する規程
	【教授会審議】転学部単位認定表 (観光経営)
	【教授会審議】編入学生用単位認定表 (教育)
	【大学規程】淑徳大学学位規程
	千葉 2023 年度 修士論文題目・口述試問日程
	千葉第二 論文審査の体制
	社会福祉学科教室外プログラム (共通) ルーブリック
	教育福祉学科学生ポートフォリオ
	活動報告「アセスメントプランの再構築に関する事項」の取り組みについて

	【ウェブ】淑徳大学高等教育研究開発センター NEWS LETTER 2024 Vol.1
	【ウェブ】学修行動調査報告書
	2023 年度大学特別研修会資料「各学部の学修成果の把握と可視化」
	2023 年度大学特別研修会資料「各学部の学修成果の把握と可視化」参加者名簿
	退学者データ（2018 年度～2023 年度）
	「学修行動等調査」依頼・報告資料
	人文学部教授会議事録（卒業年次生内定率報告）
	コミュニティ政策学部 2024 年度入試区分ごとの学生の成績等の調査
	本学卒業生の就職先への意見聴取（インタビュー）
	2024 年度キャリアインタビュー
	2019 年度外部評価委員会資料一式
	コアシラバス「自己管理と社会規範」・「他者理解と信頼関係」
	【ウェブ】一般財団法人日本看護学教育評価機構 適合認定校
	【ウェブ】日本看護学教育評価機構による第三者評価で「適合」と認定されました
	【大学規程】淑徳大学教育向上に関する規程
	2023 年度教員相互の授業公開・参観の実施について
	2023 年度公開授業参観報告書
	2023 年度 FD「遠隔授業の授業デザイン及び教育方法」資料
5 学生の受け入れ	各キャンパス入試説明会資料一式
	判定会議資料（2024 年度）
	【大学規程】【大学院規程】募集・入試に関する規程
	千葉キャンパス 専攻主任会議記録 配慮希望者配慮内容
	大学院事前面談記録記入シート
	【ウェブ】淑徳大学受験生情報サイト
	2024 年度 学生募集・入試総括資料
	2025 年度 「学校推薦型選抜（福祉系特待生指定校）」に伴う推薦について
	地域創生人材育成入試 入試要項
	2025 年度 「学校推薦型選抜（教育系特待生指定校）」に伴う推薦について
	総合福祉研究科定員変更に係る学則変更届新旧比較対照表
	臨床発達心理士周知パンフレット
	【ウェブ】大学院総合福祉研究科案内
	【ウェブ】淑徳大学 ShukutokuPicks「公開講座「看護研究ことはじめ」を開催しました」
	2024 年年度「看護研究ことはじめ」質的研究のアプローチ開催案内
	【ウェブ】動画で見る看護学研究科
	【ウェブ】大学院看護学研究科 研究科紹介（オンライン・ハイブリッド型授業の展開）
	募集入試戦略検討会議のまとめと提言
6 教員・教員組織	設置基準教員数と専任教員数の比較表
	各学部教員組織の編成方針（大学人事委員会）
	淑徳大学大学教育職員の職務内容及び職位ごとに定める要件に関する申合せ事項
	看護栄養学部・大学院看護学研究科教員組織の編成方針
	【学部規程】総合福祉学部保育・教職課程センター規程
	各委員会構成員名簿
	【学部規程】総合福祉学部実習教育センター規程等
	【キャンパス規程】千葉キャンパス教育助手補規程
	千葉キャンパス教育助手補規程細則
	千葉キャンパス教育助手補補助授業科目に関する細則
	【学部規程】サービスラーニングセンター正課外プロジェクトのチュードレント・アシスタント制度に関する規程
	【大学院規程】大学院研究科教員補規程
	大学院研究科教員補補助授業科目に関する細則
	【学部規程】看護栄養学部看護学科助手規程
	【学部規程】看護栄養学部栄養学科助手規程
	【学部規程】地域創生教育研究センター学外協力者参画内規
	2023 年度淑徳大学 埼玉キャンパス全教員会開催のご案内
	2024 年 5 月経営学部教授会資料（学部長報告）
	SA Kick-Off Meeting 資料

	LA 研修資料
	【大学規程】淑徳大学大学人事委員会規程
	【大学規程】淑徳大学学部人事委員会規程
	【大学規程】淑徳大学職位判定審査会規程
	2024 年度大学人事委員会構成員表
	淑徳大学採用及び昇任人事の手續に関する覚書
	千葉キャンパス_コミュニティ政策学部教授会議事録
	大学人事委員会議事録
	2023 年度 FD 成果報告書 (千葉キャンパス)
	2023 自治体等委員・講師委嘱一覧
	第 1 回 淑徳大学・読売新聞共同千葉県調査報告書
	ちば産学官連携プラットフォーム事業計画書 (2024 年度)
	(第 1 号議案-3) ちば産学官連携プラットフォーム事業 点検・評価報告書 (2023 年度)
	看護学研究科 FD チラシ①
	看護学研究科 FD チラシ②
	2024 年度看護学研究科 FD・SD 実施予定表
	日本観光研究学会「首里城焼失特別研究」
	【ウェブ】経営学科 山脇ゼミが、株式会社アイリスと共同研究開発産学連携プロジェクトを行いました
	【ウェブ】地域創生学部開設記念イベント
	【ウェブ】淑徳大学学術機関リポジトリ (淑徳大学人文学部研究論集)
	自己管理目標制度に基づいた面談記録
	自己管理目標制度の推進に係る申合せ
	淑徳大学教育・研究費の傾斜配賦に関する内規
	【大学規程】淑徳大学学術研究助成規程
	【学部規程】コミュニティ政策学部サービスラーニングセンター助手規程
	看護栄養学部看護学科 臨地実習における非常勤助手の雇用に関する申合せ
	2024 年度 臨地実習要項
	2024 年度版 淑徳大学看護栄養学部 本務教員の手引き
	採用面接時の確認事項等について
	淑徳大学教員採用第三次選考 (面接) 実施要領
	組織単位の編成方針の見直しについて (依頼) 資料一式
7 学生支援	2024 年度学生支援連携会議 覚書 (埼玉キャンパス)
	学生相談会議関連資料一式 (千葉、千葉第二、東京キャンパス)
	【ウェブ】キャンパスライフ 学生支援
	R6 健康調査票 (千葉第二キャンパス)
	各キャンパス学生相談室等案内
	英語プレースメントテスト受験案内
	淑徳大学 英語プレースメントテスト (CASEC) 受験要領
	アドバイザーマニュアル
	【ウェブ】令和 6 年度 総合福祉学部・コミュニティ政策学部 保証人懇談会及び千葉協賛会総会が開催されました
	学修支援室チラシ (千葉キャンパス)
	千葉キャンパス教育助手補手当支給細則
	トイレで暗記 周知文/例題ポスター
	模型クイズ 周知掲示/回答フォーム例
	【ウェブ】淑徳大学 e ラーニングログインページ
	2023 年度栄養学科 入学前セミナー実施内容 (教員用)
	入学前セミナー アンケート結果
	2024 年度管理栄養士 国家支援対策 (年間予定)
	夏休み課題実施率集計
	2023 年度東京アカデミー出席状況
	2024 年度春休み課題受講状況
	2023 年度 歴史資料室員の募集について
	【ウェブ】障がい理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン
	留学生交流会について (埼玉キャンパス)
	【ウェブ】外国人留学生の支援

	S-Navi の保証人宛てのパスワード等の案内文書
	【学部長・学科長面談】2023 年度前学期 看護学科必修科目不合格者 面談予定一覧
	PC・ネットワーク等利用案内一式（東京キャンパス）
	【ウェブ】キャンパスライフ 学生支援 淑徳大学情報センター
	情報センターリーフレット
	学生からの問い合わせに関する報告書（2024 年度 10 月まで）
	【ウェブ】淑徳大学遠隔授業の受講について（学生）（千葉キャンパス）
	Panopto 利用手順
	Panopto 授業動画例
	休講等に伴う補講対応への遠隔授業の活用について（地域創生学部）
	教務委員会議事録資料抜粋（東京キャンパス）
	【ウェブ】学費・奨学金
	R6 年度の新入生セミナーの方向性について
	学生交流イベント資料（埼玉キャンパス）
	【ウェブ】キャリア教育・支援センター
	【大学規程】淑徳大学キャリア教育・支援委員会規程
	シラバス「社会的・職業的自立Ⅰ・Ⅱ」
	キャリアデザイン・テキストブック 2024
	キャリアサポートガイド 2024
	【ウェブ】就職管理システム「淑徳キャリアナビ」サイト
	キャリア教育・支援委員会議事録
	【ウェブ】キャリア教育・支援センター広報ツール「Note」
	障がい学生キャリアガイダンス案内
	キャリア支援プログラム案内（千葉キャンパス）
	【ウェブ】埼玉キャンパスキャリアサポート「就勝合宿」インタビュー版（YouTube）
	各キャンパス学生団体規則
	【大学規程】淑徳大学地域共生センター規程
	2023 年度淑徳大学看護栄養学部ボランティア講座・地域連携事業報告書
	【ウェブ】学校ボランティアについて
	【ウェブ】2023 年度地域創生アワードの決定
	【ウェブ】地域・産学官との連携
	【ウェブ】板橋区 区内 6 大学との連携
	【ウェブ】ハラスメント防止ガイドライン
	【大学規程】【ウェブ】淑徳大学_ハラスメント防止規程
	【大学規程】【ウェブ】淑徳大学_ハラスメント調停委員会規程
	【大学規程】【ウェブ】淑徳大学_ハラスメント調査委員会規程
	【ウェブ】ハラスメントに関する相談（ハラスメント相談員紹介）
	ハラスメント相談窓口・相談員紹介リーフレット（千葉第二キャンパス）
	「ハラスメント相談の場面」動画
	淑徳大学ハラスメント防止ガイドライン（教職員用）
	ハラスメント防止関連動画一覧（大学ハラスメント防止委員会）
	第 1 回大学共通研修資料 「ハラスメント防止研修」
	大乘淑徳学園ホットライン案内ポスター
	「休学・退学念慮の分析」の学科検討依頼について
	休学・退学に向けた取組の継続的な実施について
	健康診断 学相 Follow up Sheet
	新入生オリエンテーション資料（学生相談室紹介）
	2023 年度第 1 回大学学生支援連携会議議事録
8 教育研究等環境	事務系 PC リプレイス資料一式
	教育系 PC リプレイス資料一式
	大規模事業計画申請書（R6 単年度計画申請・教育系 PC リプレイス）
	電子教科書案内及び全教員会資料_BYOD 案内
	【ウェブ】SNS 利用に関するガイドライン
	新入生オリエンテーション資料（情報教育倫理）
	シラバス「情報リテラシー」
	【ウェブ】生成 AI（ChatGPT など）の活用について
	令和 5 年度図書館年次報告書

	【大学規程】淑徳大学附属図書館規程
	【大学規程】淑徳大学キャンパス附属図書館運営委員会規程
	教育研究活動計画書（2022～2024 年度）
	教育研究活動状況報告書（2022～2024 年度）
	「自己管理目標制度」と「教育研究費の傾斜配賦」様式見直しについて
	【大学規程】淑徳大学学術奨励研究助成規程
	【大学規程】淑徳大学学術出版助成規程
	【大学規程】淑徳大学学術研究助成規程
	2025 年教育改革推進事業公募要領
	2025 年度研究推進事業公募要領
	【大学規程】淑徳大学教育・研究費規程
	淑徳大学公的研究費取扱要領
	【大学規程】淑徳大学専任教員の勤務に関する規程
	【大学規程】淑徳大学在外研究及び国内研究に関する規程
	在外研究 申請資料
	在外研究 選考結果通知書
	【大学規程】淑徳大学研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為の防止等に関する規程
	【大学規程】淑徳大学研究倫理規準
	【大学規程】淑徳大学研究倫理委員会規程
	【大学規程】淑徳大学研究倫理審査委員会規程
	淑徳大学 学術研究倫理ガイド
	教員誓約書
	No041003 システム導入審査結果 通知
	東京キャンパス校地・校舎の変更届
	経営学部長所信表明（2020 年度～2024 年度）
	【ウェブ】16-20 世紀イギリス救貧法及び社会福祉関係コレクションデータベース
9 社会連携・社会貢献	【ウェブ】履修証明プログラム
	【ウェブ】淑徳大学地域支援ボランティアセンター「各キャンパスの取り組み」
	【ウェブ】アジア国際社会福祉研究所出版物 研究シリーズ【書籍】
	【ウェブ】心理臨床センター
	【ウェブ】ちば産学官連携プラットフォーム
	【ウェブ】2024 年度授業開放講座
	【ウェブ】淑徳大学アーカイブズ特別展 福祉の先覚者 長谷川良信一良信先生の夢と挑戦ー 展示図録『福祉の先覚者 長谷川良信一良信先生の夢と挑戦ー』
	展示『福祉の先覚者 長谷川良信一良信先生の夢と挑戦ー』ポスター・チラシ
	【ウェブ】『浄土宗関東十八檀林 常福寺類聚 二』（淑徳大学アーカイブズ叢書 13）刊行のお 知らせ
	淑徳大学アーカイブズ叢書 13『浄土宗関東十八檀林 常福寺類聚二』
	地域創生教育研究センター年報第 1 号
	【ウェブ】横瀬町×淑徳大学連携事業（横瀬町と果樹公園あしがくぼ道の駅との連携事業）
	2022 年度板橋区連携事業（淑徳大学）
	こども食堂プロジェクト 2024 メンバー募集チラシ
	【ウェブ】淑徳大学 ShukutokuPicks「地域の居場所「まえのふれあいこども食堂」が開催されまし た！」
	【ウェブ】仏教タイムスで「まえのふれあいこども食堂」の活動が紹介されました
	【ウェブ】「広報いたばし」で「まえのふれあいこども食堂」の取組と学生の声を紹介されました
	【ウェブ】「入ると自然と防災に興味がわく教室を小学校に作ろう！」最終回を開催しました
	【ウェブ】発達臨床研究センター
	【ウェブ】アジア国際社会福祉研究所年報
	福島介護福祉専門学校編『永井文庫文献・資料目録ー戦後社会事業・社会福祉資料ー』第 1 巻・第 2 巻
	【ウェブ】自治体との共同研究（千葉市こども若者市役所）及び当該業務委託契約書
	淑徳大学における社会貢献活動の実施に関する指針
	2024 年度第 3 回 FD・SD 研修開催案内
	2024 年度第 3 回 FD・SD 研修資料
	【ウェブ】総合福祉研究室 研究サポートセンター「刊行物 社会福祉研究所年報第 1 号」
	【ウェブ】発達臨床研究センター 研修セミナー

	<p>淑徳心理臨床研究</p> <p>【ウェブ】淑徳大学アーカイブズ・ニュース 第27号をお届けいたします</p> <p>【ウェブ】淑徳大学アーカイブズ・ニュース 第28号をお届けいたします</p> <p>社会福祉研究所年報第1号</p> <p>【社福研】第1回研究手法講座案内</p> <p>ちば産学官連携プラットフォーム事業計画書（2024年度）</p>
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	<p>学長メッセージ動画第4号「大学運営の基本方針について」</p> <p>全教員会次第（2023年度_2024年度）</p> <p>2022年度淑徳大学第1回特別研修会資料「新生淑徳大学の学びについて」</p> <p>令和2年度理事会議事録</p> <p>【大学規程】淑徳大学副学長選任規程</p> <p>令和6年度理事会議事録</p> <p>令和6年度学長候補者選出委員会議事録</p> <p>【大学規程】淑徳大学大学協議会規程</p> <p>【大学規程】淑徳大学学部運営協議会規程</p> <p>【学園規程】監事監査規程</p> <p>【ウェブ】大乘淑徳学園_ガバナンスコード</p> <p>淑徳大学ガバナンスコードの点検について</p> <p>ガバナンスコード点検シート</p> <p>【学園規程】大乘淑徳学園危機管理規程</p> <p>リスクマネジメント体制の整備について</p> <p>2022年度_防災訓練・ハラスメント防止研修会・緊急連絡網の実施計画</p> <p>【学園規程】予算規程</p> <p>【学園規程】経理規程</p> <p>予算編成方針</p> <p>予算編成要領</p> <p>「令和7年度予算編成について」予算編成担当者説明資料</p> <p>予算執行権限者の委任について</p> <p>予算経理システム 操作マニュアル</p> <p>【ウェブ】学園財務情報</p> <p>【学園規程】組織、職制及び分掌規程</p> <p>令和6年度人事計画資料一式</p> <p>2023年度学長方針</p> <p>【大学規程】淑徳大学事務分掌規程</p> <p>令和5年度大学組織図</p> <p>令和6年度大学組織の変更について（通知）</p> <p>大学協議会構成員一覧（2024年度）</p> <p>【大学規程】各学部教務委員会規程</p> <p>収支改善プロジェクトについて</p> <p>SDGs推進プロジェクトについて</p> <p>オープンキャンパス実施要領</p> <p>淑徳祭実施要領</p> <p>【大学規程】淑徳大学 教育改革推進事業に関する規程</p> <p>淑徳大学 教育改革推進事業 採択一覧（2020～2023年度）</p> <p>【学園規程】事務職員自己啓発支援規程</p> <p>令和6年度 自己啓発支援対象者募集について（通知）</p> <p>専任事務職員人事制度～職員開発（SD）をめざして～</p> <p>令和7年度改定 専任事務職員人事制度導入研修</p> <p>淑徳大学 2023年度～2025年度 FD・SD等計画</p> <p>新任教職員研修資料（目次）</p> <p>2024年度階層別研修の実施について（参加依頼）</p> <p>業務・教育実践紹介カタログ</p> <p>令和6年度 専任事務職員研修スケジュール</p> <p>lonl ミーティング</p> <p>OJT研修（トレーナー）の実施について</p> <p>【学園規程】内部監査規程</p>

10 大学運営・財務 (2) 財務	2022 年度 副学長の主な職務分掌
	教育学部の定員確保に向けた人材育成プロジェクトの発足について
	【ウェブ】アドミッションスタッフ
その他	2022～2024 年度全キャンパス FD・SD 実施状況
	こども教育学科履修登録制限除外科目に関する申合せ
	栄養学科履修登録制限除外科目に関する申合せ
	看護学科履修登録制限除外科目に関する申合せ
	社会福祉学科履修登録制限除外科目に関する申合せ
	リサーチループリック
	看護学特別研究経過報告書_3 年制
	稟議書_看護学研究科合否判定
	稟議書_総合福祉研究科合否判定
	2024 年度監査報告書 (評議員会)
	2024 年度財務関係書類
	中期計画 (令和 5～9 年度) 重点施策・事業計画 進捗状況報告書 (大学)
	淑徳大学規程集 (更新・新設を含む)
	【基本情報】淑徳大学規程集_規程管理簿

淑徳大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	学生広報チームによる SNS 発信例
	（別紙1）事業計画申請書（学長室_評価・IR室）UI 最終
	タグラインの策定について（ホームページ）
	全学共通基礎教育科目ネーミング募集等に関する資料一式
	【基本情報一覧】01-05 淑徳大学今期の各カテゴリーの基本方針及び重点施策
2 内部質保証	全学基礎共通教育科目 S-BASIC（ホームページ）
	新入生オリエンテーション動画（学位プログラム・S-BASIC）
	2025 年度学生参画スタッフ活動中間報告会資料一式
	1. 2024 年度内部質保証推進委員会の会議資料
	内部質保証推進委員会議事録（2024 年度）
	2023 年度自己点検・評価「改善計画シート」（大学自己点検・評価委員会）
4 教育・学習	2022～2024 年度 履修上限単位数超えて履修登録を行った学生数
	遠隔授業ガイドライン
	2022 年度総合福祉研究科第1回 FD 修士カテゴリー活用状況調査報告
	看護学研究科(質問 14) FD 資料 リサーチカテゴリー評価の分布と変化
	こども教育学科履修カルテ（自己評価含む）
	ファカルティ・ディベロップメント成果報告書
	大学院要項
5 学生の受け入れ	【議事録-1】2024 年度 9 月総合福祉学部教授会議事録
	【入試-1】入試判定の事後承認について
	2025 年度 募集戦略会議 議事録・資料一式
	2023 年度 募集戦略検討会議（新たな取り組みの提言）で実施案件について
	稟議書_総合福祉研究科合否判定
	稟議書_看護学研究科合否判定
6 教員・教員組織	2024 年度 表現技法・問題解決法労働者派遣個別契約書等
	淑徳大学における主要授業科目及び基幹教員に関する規程
	組織単位ごとの中期人事計画
	2024 年度実施 研究に関する FD、社会貢献に関する FD に関する資料一式
8 教育研究等環境	2022～2024 年度ラーニング・コモンズ利用実績
	eLCoRE 受講状況 2022～2024 年度
9 社会連携・社会貢献	特別研修会アンケート結果（FD・SD）
10 大学運営・財務 （1）大学運営	有期雇用教職員就業規則
	大学事務組織一覧配属数
	2024 年度全キャンパス FD・SD 実施状況
	1. 監査年次計画及び実施計画
その他	【2 章】認証評価 内部質保証システム図 2025（1）
	【4 章】【様式・社福後期課程】2025 総合福祉研究科 教育・研究指導計画書
	【4 章】★社会福祉学専攻_学位授与方針に照らした自己評価
	【4 章】★心理学専攻_学位授与方針に照らした自己評価
	【4 章】220811_【大学間共有】DP ルーブリックの活用に関する大学訪問調査 報告書
	【4 章】総合福祉研究科における学位論文等の評価基準
	【5 章】総合型比較
	【8 章】2024 年度公的研究費に係るコンプライアンス研修視聴後アンケート_20250331_所属別 2
	（追加）【4 章】アセスメントポリシーの精緻化及び学修成果の可視化 成果報告
	（追加）【4 章】教育・研究指導計画書（研究指導実施経過報告書）
	（追加）【4 章】教育・研究指導計画書（研究指導実施経過報告書）②

(追加) 【4章】資料1_看護学科ルーブリック活用_FD用
(追加) 【4章】資料2_リサーチルーブリック評価の分布と変化
(追加) 【6章】資料6-1に関する補足資料
(追加) 【資料4-1】2023年度外部評価結果をふまえた課題への対応について(依頼)
(追加) 04【資料3】2023年度外部評価結果をふまえた課題への対応について①~④(2)
(追加) 2024年度第2回大学自己点検・評価委員会記録
(追加) 2024年度第8回大学自己点検・評価委員会記録
01.000.2024年度第1回大学協議会資料ALL(2024年4月13日9:35差替) 1
02.【会議後修正】000.2024年度第2回大学協議会資料ALL(2024年5月15日17:09)
03.000.2024年度第3回大学協議会資料ALL(2024年6月13日12:10) 1
04.000.2024年度第4回大学協議会資料ALL(2024年7月9日16:42) 1
05.000.2024年度第5回大学協議会資料ALL(2024年9月10日12:09) 1
06.000.2024年度第6回大学協議会資料ALL(2024年10月8日15:33) 1
07.000.2024年度第7回大学協議会資料ALL(2024年11月5日16:43) 1
08.000.2024年度第8回大学協議会資料ALL(2024年12月3日16:22) 1
09.000.2024年度第9回大学協議会資料ALL(2025年1月14日11:17) 1
10.000.2024年度第10回大学協議会資料ALL(2025年2月12日8:29) 1
11.000.【会議後修正】2024年度第11回大学協議会資料ALL(2025年3月12日17:43) 1
12000.2025年度第1回大学協議会資料ALL(2025年4月8日9:25)
【回答文書】大学評価に係る追加質問への回答(地域共生センター分)
1_1 ボランティア活動に関する全学的な取組
2_1_2023年度活動報告会チラシ
2_2_2023年度配布資料結合
2_3_2024年度活動報告会チラシ
2_4_2024年度活動報告会配布資料
3_1_2025年度「淑徳大学ともいきリーダー」の認定について
3_2_2025年度ともいきリーダー認定制度チラシ
4_1_地域共生活動への参画が学生の成長にもたらすもの(足立・鈴木)高等教育研究開発センター年報
5_1_学生コーディネーターともいきリーダーの違い
5_2_(2025前期)学生Co募集要項
【回答文書】学習成果の把握について
資料4-1_2023年度英語プレイスメント・アチーブメントテスト結果報告書
資料4-2_淑徳大学英語教育ガイドライン(2025)
04.淑徳大学 学長プレゼンテーション要旨(1006.07 実地調査)

淑徳大学提出資料一覧（意見申立）

	資料の名称
6 教員・教員組織	教育情報の公表「3. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事

※本評価結果における評定について

- ・ 10 基準ごと（基準 10 については、（1）大学運営と（2）財務のそれぞれ）に付いた評定は、当該大学の理念・目的の実現に向けた取り組みが着実にできているか否かを目安に、当該基準の状況を簡潔に表したものである。
- ・ 各評定の定義は下記のとおりである。なお、当該大学の理念・目的を基礎に取り組み状況を表したものであるため、同じ評定であっても大学によって内容は異なる。あくまで各大学それぞれの評価結果を理解する補助として参照することが求められる。

S	大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある。
A	大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。
B	大学基準に照らして一定の問題が認められ、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる。
C	大学基準に照らして重度の問題があり、理念・目的の実現に向けて抜本的な改善への取り組みが求められる。